

## 第1回鎌倉市子どもの家等指定管理者選定委員会 議事概要

### 1 日時

令和3年(2021年)4月27日(火)10時から11時まで

### 2 場所

鎌倉商工会議所 102 会議室

### 3 審議等内容

#### (1) 会議の公開について

第3回の応募者のプレゼンテーション及びヒアリングについては公開とする。

それ以外については、採点や審査に関わる部分であるため、会議は非公開とし、議事概要は候補者選定後公開とする。

#### (2) 仕様書(案)及び募集要項(案)に係る質疑等

委員：市内全16施設のうち、既に12施設で指定管理制度を導入しているが、6施設の管理運営を行う指定管理者を選定した結果、ある団体が、その割合を大きく占めることになる可能性もあるのではないかと。その点については、選定する際に、どのように考えるべきか。

委員：財務関係を担当する立場では、仮に一つの団体がその割合を多く占めたとしても問題ないと考えている。事前に提出された決算書等を確認した上で、指定管理期間である5年間の管理運営をより安定した形で任せられる団体を選定することができればと考えている。

委員：子ども達と密接に関わる事業なので、子ども達がより安全、安心に過ごすことができる、という点をメインに考えるべきなのではないかと思う。その点から見れば、指定管理業務を請け負う施設数は、選定に影響を与えるものではなく、フェアに審査を行う必要があるのではないかと。

事務局：現行の指定管理者が必ず応募するとは限らないが、今年度末で指定管理期間が満了を迎える5施設と、新規で指定管理制度を導入する1施設の管理運営を行う団体を新たに選定するものである。どの団体が指定管理者となっても、放課後かまくらっ子の質が下がらないよう、適正かつ確実に管理運営行われているか、市が管理監督を今まで以上に意識して行っていく。

委員長：皆様からの意見を総括し、指定管理業務を請け負う施設数は、審査の判断材料になるものではなく、あくまで子ども達を第一優先に考えて管理運営が行える団体を純粋に選定することとする。

委員：午前中は乳幼児親子の受入れを行っていると思うが、利用数はどのくらいなものなのか。

事務局：おおよその数字となってしまうが、利用の多い施設で年間 200 組ほどの利用がある。逆に少ない施設だと、年間 100 組程度である。乳幼児親子の利用率については、まだまだ課題があるところだが、その点については、第 3 回選定委員会のヒアリング時に、応募団体へ具体的なプランの有無等について質問してもよいかと考えている。

委員長：乳幼児親子の利用は午前中となっているが、学童利用者である小学生との交流はあるのか。

事務局：安全面を配慮し、乳幼児親子と小学生の利用が重ならないよう運営している。

委員長：子どもひろば、子どもの家の職員体制はどのような規定を設けているのか。

事務局：指定管理業務仕様書において、子どもひろばは鎌倉市放課後かまくらっ子実施要綱、子どもの家は鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、利用人数に応じた職員の配置数及び資格要件を定めている。

委員長：職員の中には、常勤職員の配置もあるのか。

事務局：指定管理業務仕様書において、常勤職員の配置は 3 名以上として、子どもひろば及び子どもの家にリーダーとなる統括支援員を 1 名ずつ、各リーダーを統括する統括責任者を 1 名配置するよう定めている。

委員長：指定管理者が変わる場合等の職員の継続性はどうなるのか。

事務局：本事業の趣旨に照らし、適切な資質を有する者の採用に努めるとともに、現在の子どもひろば及び子どもの家に勤務している職員の雇用に努めるよう指定管理業務仕様書に定めている。

委員：指定管理業務仕様書に各施設で貸与している物品の一覧が記載されているが、その物品の種類が統一されていないのはなぜか。

事務局：全施設、市直営で運営していた頃から市が所有している物品を指定管理者に貸与しており、経年劣化等により使用不可となった物品もあるため、施設ごとに物品の種類が異なっている。市の所有である物品の管理については、指定管理者任意の物品管理簿を作成し、その保管、管理を行うよう指定管理業務仕様書に定めている。

委員長：小学校の備品や遊具を使用する場合もあるのか。

事務局：体育館等で小学校の備品を使用する場合は、その都度、小学校から許可を得ており、年度当初には、各小学校の事情を考慮した上で、体育館の利用方法等について覚書を締結している。

以上